

住宅改修の流れ(^^)/

みなさん、こんにちは😊『ケアプランセンターなごみ』です。

一段と寒い冬ですがこういう時こそ、温かいものを食べて

しっかりと寝て、無理のない範囲で適度に動くのが健康の第一歩ですね。

さて今回は、「**介護保険を利用した住宅改修**」について
おおまかに説明させて頂きました。今回は実際の「住宅改修の流れ」
について、ご説明したいと思います。

1, 「ケアマネジャーとの相談」

⇒生活している上で大変になってきた事や「手すりがあれば・・・」
「滑らない床にしたい」など住宅改修の目的や必要性、対象種類
工事に該当するかどうかをケアマネジャーと相談します。



2, 「住宅改修事業者を交えての打ち合わせ」

⇒お知り合いの住宅改修施工業者(〇〇建設など住宅を取り扱う事業所)とケアマネジャー、本人やご家族と一緒に現場を見て工事内容や費用、期間等などの打ち合わせを行い、住宅改修施工業者より「見積書」を作成してもらいます。それと同時にケアマネジャーが住宅改修をおこなってどのような暮らしがしたいかなどを具体的に記載した「理由書」を作成します。

希望や必要に応じ、リハビリ専門職等からの助言を受けることができます。(米沢市住宅改修アドバイザー事業。これは、より適切な住宅改修のアドバイスを受けられます。利用される方の負担金はございません)

3, 「住宅改修の支給申請書類を市町村に提出」

⇒それぞれ作成された「理由書」や「見積書」、「工事前の写真」などの書類を市役所へ提出し、審査が行われます。

4, 「市町村からの審査」

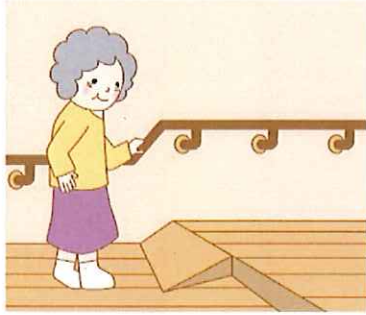
⇒市役所にて審査が行われます。

5, 「改修工事の実施、支払い、改修後の書類提出」

⇒市役所から「承認」決定通知書が届き次第、住宅改修施工業者が工事にとりかかります。完成後にケアマネジャーが完成状況や使用状況を確認します。支払い後、工事完成報告書や工事後の写真などを市役所へ提出します。

6, 「給付費の支払い(支給)」

⇒市では改修が適切に行われたか審査し、適切な改修であることを確認したのち、住宅改修費を支給します。



※完了後に住宅改修にかかった費用の内、7～9割程度(上限20万円)の料金が本人もしくはご家族に戻ってきます。

(基本的に償還払いです)

※ただし一定条件がありますので、詳しくは、担当ケアマネジャーにご相談ください。

※介護保険を利用した住宅改修では「事前申請」は必須です。

些細な事でも心配がある時など、お気軽にご相談いただければ私達ケアマネジャーが丁寧にご説明させていただきます。



ご覧いただき、ありがとうございました。